

熊本県育成登録品種（イチゴ）の取扱いについて

品種名

熊研い 548（ひのしずく）、熊本 VS03（ゆうべに）

県育成登録品種は、県民の大切な財産です。ルールを守って利用しましょう。

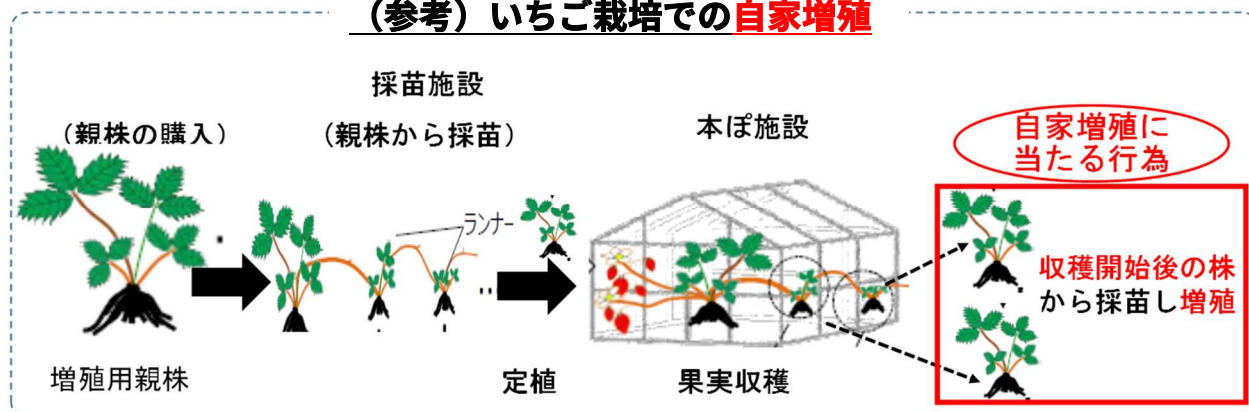
○ 種苗は、**正規販売店（県内 J A）** から購入しましょう

○ 購入・増殖※¹・自家増殖※²した種苗を**第三者に譲渡してはいけません**

※¹増殖：未収穫の株から採苗し、増殖して自己の経営に利用する

※²自家増殖：収穫開始後の株から採苗し、増殖して自己の経営に利用する行為

（参考）いちご栽培での自家増殖



○ 増殖は可能ですが、**自家増殖を行うことはできません**

- ・ただし、気象災害や病害虫の発生により、緊急的に収穫中の株から採苗する必要がある場合は、J A、J A熊本経済連を経由して県に申請書を提出し、条件を付して認めます。

熊本県登録育成品種以外の品種は、取扱いが異なりますので、育成者権者（農研機構・他県等）のホームページ等をご確認ください。

問合せ先

熊本県農林水産部生産経営局農業技術課

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺 6 丁目 18 番 1 号

Tel：096-333-2380 Fax：096-381-8491

